

保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求める陳情

【陳情趣旨】

茨城県で2024年12月2日から、救急搬送における選定療養費の徴収が運用開始された。徴収対象となる医療機関（22の大病院）に救急搬送された患者のうち、医師が緊急性なしと判断した場合に選定療養費を徴収することで、大病院が本来の役割を果たし、本県の救急医療体制を維持することを目的としている。2024年12月から2月までの3か月間の徴収件数は940件で、救急搬送に対する平均徴収率は4.2%となっている。

県が行った検証では、救急電話相談#8000において「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。

また、知事は2025年第1回県議会定例会において「小児や交通事故に遭われた場合でも、特定の集団を徴収対象から選定療養費を一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下で学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。

福祉や教育の現場では、苦痛や症状を的確に伝えられない場合も多い子どもや高齢者、障がい者の特性を鑑みると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、職員や教員に判断の責任がのしかかってくる。選定療養費を気にかけて救急搬送を躊躇してしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければならない。

以上のことから、現場の職員や教員が救急車要請が必要だと判断した場合に、ためらうことなく救急要請ができるよう、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、茨城県知事に対して意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1 緊急時の選定療養費徴収において、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での現状を把握するとともに、運用を中止してください。

2025年6月3日

提出者

新日本婦人の会ひたちなか支部

支部長 人見 幾子

茨城保健生活協同組合ひたちなか支部

支部長 佐藤 俊宏

ひたちなか市馬渡 2525-204

ひたちなか市北神場 16-2

ひたちなか市議会議長 薄井宏安殿

